印を除く)

振込口座番号の分かるもの・印鑑(スタンプ

乳幼児の健康保険証

# 妊娠に関する相談、

のお父さんお母さん、また、出産を間近に控えたお母さん、いろな視点から子育て支援を行っています。現在、子育て中本市では、安心して子どもを産み育てられるように、いろ

不安なことや知りたいこと、





## 🐕コウノトリ支援事業(不妊治療費助成)

不妊治療を受ける夫婦の治療に要する費用の一部を助成し ます。

## %こしき子宝支援事業

新生児訪問・家庭訪問

お母さんのお体の調子を伺います。

母子相談

に電話でご予約ください。

母子保健推進員による

(甑地域妊婦健康診査旅費助成)

甑地域の方が、島外での妊婦健診に要する交通費・宿泊費 緊急移送費の一部を助成します。 \*甑地域の各支所市民生活課でも申請できます。

## 妊婦健診助成

妊婦健診を受けるための公費負担受診券(14回分)を交付し ます。

助産師や保健師がご家庭を訪問して、子どもの体重測定や

子どもの発育・発達に関する相談や母乳に関する相談など、 保健師・栄養士・歯科衛生士がお話をお伺いします。事前

こんにちは赤ちゃん事業

生後4カ月までの乳児のいるご家庭を全戸訪問します。

直接お伺いして、子育ての話をお伺いします。

妊娠・出産したお母さんや子どもがいるご家庭に、電話や

\*電話による相談も行っています。お気軽にご相談を。



## 窓口:本庁子育て支援課および各支所市民生活課

## ま व

育児手当

% 児童手当



■対象=保護者が本市に3カ月以上居住して します 方

**手当の額**≡以下は月額です

3歳未満の児童

小学校修了前(12歳到達後の最初の3月31日

支給額=月額3000円を、 2 月 • 6 月

10月の月末に支給します。

## すくすくベビー券支給事業

乳幼児医療費助成制度

第3子以降の児童=1万円

5000円

3歳以上の児童(第1子

第

小学校就学前までの乳幼児にかかる医療費

医療保険の自己負担額の全額を助

成します。 について、

■対象=本市に居住する小学校就学前までの

乳幼児(6歳到達以後の最初の3月31日ま

紙おむつ・ミルクなどの関連商品が購入でき ■対象=本市に住民登録をした乳児 住民登録をした乳児を養育する保護者に、 券」を支給します

=1万8000円分(1枚1 5 0 0 円

■交付日から乳児が満1

-歳に至る



本市の事業所で幼児用補助装置(チャイ ト)を購入. ト)購入助成事業

を助成します。 購入日において対象の子どもがら した方に対して、 購入費の一部

■助成額=チャ 5000円以内(1 で、かつ市内に住所を有すること 未満(出産予定2カ月前以内の胎児を含む) ■購入日の翌日から起算して6 1回限り) 台に つき 力

月後の月末まで

